

IV 資料

1 施設概要

所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下1丁目5番25号		
敷地面積	1,007.52㎡		
建物面積	496.17㎡		
延床面積	464.96㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
諸室面積	展示室	93㎡	
	画室	28㎡	
	映像コーナー	16㎡	
	ホール・休憩コーナー	228㎡	



2 利用案内

開館時間	午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）		
休館日	月曜日（祝日の場合は開館し、翌平日を休館） 年末年始 展示替期間など		
観覧料	収藏品展	一般	200円（140円）
		小・中学生	100円（70円）
特別展	一般	300円（210円）	
		小・中学生	150円（100円）
	※（ ）内は20名以上の団体料金		

交通案内 JR横須賀線・江ノ電「鎌倉駅」下車、小町通りを北に徒歩7分左折



3 入館者数

※表の網掛け部分は特別展

	展覧会名	会 期	日数	入館者数	人/日
平成 24年度	鏑木清方没後 40 年 女性風俗と四季の風情	平成24年4月19日～5月23日	31	3,782	122
	一葉生誕 140 年 清方に見る 明治の女性	平成24年5月26日～7月1日	31	3,721	120
	清方のまなざし 夏の美人	平成24年7月7日～8月26日	44	3,255	74
	明治の女性美	平成24年8月30日～9月30日	29	2,316	80
	清方の美人画	平成24年10月4日～10月31日	25	2,812	112
	清方描く 江戸の残り香	平成24年11月3日～12月9日	31	3,452	111
	正月の風情 一羽子板展一	平成24年12月15日～25年1月20日	29	2,280	79
	描かれた女性美	平成25年1月26日～3月3日	32	2,512	79
	清方描く 桜の風情	平成25年3月9日～4月14日	32	3,569	112
	平成 24 年度計			284	27,699
平成 25年度	<開館記念無料観覧日>	平成25年4月18日	1	345	345
	開館 15 周年記念 清方、美人画の巨匠へ	平成25年4月19日～5月22日	31	3,419	110
	鏑木清方生誕 135 年記念 初夏の風情 一随筆『こしかたの記』とともに一	平成25年5月25日～6月30日	31	3,907	126
	清方が過ごした明治の風情	平成25年7月4日～8月25日	46	3,023	66
	大正期の美人画	平成25年8月30日～9月23日	23	1,564	68
	昭和に描いた 明治の風情	平成25年10月3日～10月27日	23	1,666	72
	泉鏡花生誕 140 年記念 清方が描いた鏡花の世界	平成25年10月31日～12月4日	31	3,963	128
	清方 新春を祝う 一羽子板展一	平成25年12月12日～26年1月26日	38	2,503	66
	作品にみる清方の美意識	平成26年1月31日～4月13日	62	4,194	68
	平成 25 年度計			286	24,584
平成 26年度	鎌倉 鏑木清方の終の棲家	平成26年4月18日～5月21日	31	3,136	101
	『観る・読む・描く』鏑木清方と文学 一硯友社を中心に一	平成26年5月24日～6月29日	31	2,786	90
	清方の挿絵ができあがるまで	平成26年7月4日～8月26日	47	2,708	58
	手もとで味わう 清方の芸術 一卓上芸術と秋の風情一	平成26年8月30日～10月21日	48	3,515	73
	清方描く 季節の情趣 一大佛次郎とのかかわり一	平成26年10月31日～12月4日	31	2,722	88
	新春企画 羽子板と正月の風情	平成26年12月12日～27年1月18日	30	1,939	65
	鏑木清方の肖像画と美人画	平成27年1月23日～2月22日	27	2,170	80
	麗しき女性たち 一清方の挿絵を中心に一	平成27年2月27日～4月12日	39	2,976	76
平成 26 年度計			284	21,952	77
平成 27年度	初夏を彩る 一清方の名品	平成27年4月17日～5月20日	31	3,124	101
	美の伝承 一清方と弟子たち	平成27年5月23日～6月28日	31	3,918	126
	清方の作品から学ぶ、日本画の描き方	平成27年7月3日～8月23日	45	3,243	72
	秋の情趣 清方の多彩な表現	平成27年8月29日～10月18日	45	5,106	113
	清方 清らかな女性たち 一木原文庫より	平成27年10月24日～11月29日	31	3,961	128
	新春の風情と羽子板展	平成27年12月5日～28年1月17日	33	3,939	119
	清方芸術の起源	平成28年1月21日～2月21日	28	3,173	113
	制作と生きがい 一清方の人生の岐路を追う	平成28年2月26日～4月17日	45	3,724	83
平成 27 年度計			289	30,188	104

	展覧会名	会 期	日数	入館者数	人月 日
平成 28年度	清方、明治への思慕 ―江戸の残り香とともに―	平成28年4月21日～5月25日	31	2,926	94
	古きよき抒情を求めて ―珊瑚会出品作品を中心に―	平成28年5月28日～7月3日	31	3,158	102
	清方の美しき絵の世界	平成28年7月8日～8月28日	45	3,444	77
	樋口一葉没後 120 年記念 ひびきあう、清方と文学	平成28年9月3日～10月19日	40	3,238	81
	清方の美 季節の装い	平成28年10月22日～11月27日	31	2,716	88
	清方と新春の風景	平成28年12月3日～29年1月15日	33	2,465	75
	物語の中の女性たち ―清方の芝居絵を中心に―	平成29年1月19日～2月19日	28	1,919	69
	つつましく そして艶やかに ―清方ゑがく女性―	平成29年2月24日～4月16日	45	3,555	79
	平成 28 年度計	284	23,421	82	

4 美術館設置条例

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例
(平成10年3月30日 条例第18号)

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鏑木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、鎌倉市鏑木清方記念美術館(以下「美術館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市鏑木清方記念美術館	鎌倉市雪ノ下一丁目5番25号

(事業)

第3条 美術館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鏑木清方に関する美術品及び美術資料等(以下「鏑木美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用
- (2) 鏑木美術品等の調査及び研究
- (3) その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる美術館の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 美術館の利用の承認等に関する業務
- (2) 美術館の施設及び設備並びに鏑木美術品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 美術館を利用しようとする者(鑄木美術品等を観覧しようとする者を除く。)は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり美術館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1)美術館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2)施設等を破損するおそれがあると認められるとき。

(3)その他美術館の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の支払)

第8条 前条第1項の承認を得た者又は美術館において鑄木美術品等を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(鑄木美術品等の特別利用)

第11条 美術館が保管し、又は展示している鑄木美術品等を学術研究、他の美術館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1)鑄木美術品等の保全上支障があると認められるとき。

(2)美術館の管理上支障があると認められるとき。

(3)その他市長が適当でないとき。

(特別利用料)

第11条の2 前条第1項の承認を得た者は、特別利用に係る料金(以下「特別利用料」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 特別利用料は、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(特別利用料の減免等)

第11条の3 第9条及び第10条の規定は、特別利用料の減免及び返還について準用する。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1)第7条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2)第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3)その他やむを得ない理由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 美術館の適切な管理ができること。
 - (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
 - (4) 安定した経営基盤を有していること。
 - (5) 管理経費の縮減が図られること。
 - (6) 美術館の役割を適切に担えること。
- 2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において別に規則で定める日から施行する。(平成10年3月規則第40号により同年4月17日から施行)

付 則(平成15年12月10日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年7月4日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条中「ついで」を「関し」に改め、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える改正規定(指定管理者の指定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この条例の施行前に第2項の規定による改正前の鎌倉市スポーツ施設条例、第4項の規定による改正前の鎌倉市文学館条例及び前項の規定による改正前の鎌倉市竊木清方記念美術館条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、それぞれ改正後の鎌倉市スポーツ施設条例、鎌倉市文学館条例及び鎌倉市竊木清方記念美術館条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

付 則(平成26年3月31日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第8条)

1 美術館の利用に係る利用料金の上限額

業として行う写真撮影等	1時間につき 10,280 円
-------------	-----------------

備考 利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 観覧に係る利用料金の上限額

区 分	企画展		特別展
	個 人	団 体(20人以上)	
一 般	一人につき 200 円	一人につき 140 円	一人につき 300 円
小学生及び中学生	同 100 円	同 70 円	同 150 円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

別表第2(第11条の2)

特別利用料の上限額

区 分	金 額
熟 覧	1点につき 1,000 円
撮 影	同 5,000 円
原版使用	